

平成17年度 決算の状況

<一般会計>

【歳入の特徴】

市税の増

市民税、固定資産税の増により、前年度に比べて4億9千万円の増

財産収入の増

長野工業団地分譲地の売却により、8千万円→34億円

諸収入の増

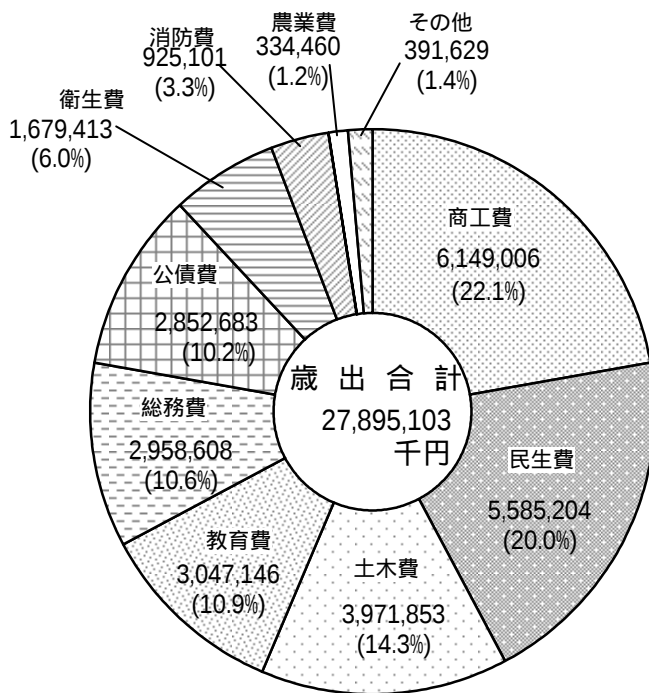
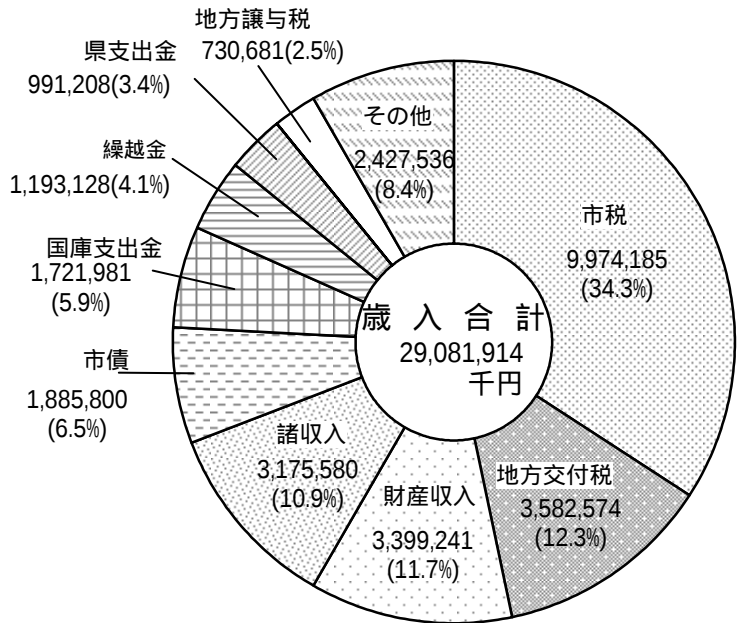
土地開発公社経営健全化対策資金貸付金の元金収入により、6億円→31億8千万円

市債の減

臨時財政対策債の減により、24億8千万円→18億9千万円

繰入金の減

基金の取崩しの減により、9億4千万円→2億3千万円



【主な事業】

超低床ノンステップバス導入支援事業

…市内バスのバリアフリー化に対する補助

子ども医療費支給事業

手話通訳派遣・養成事業

虐待防止事業

中央学童保育室の移設、埼玉学童保育室の新設事業

文化ゾーン整備事業

(仮称)前谷・下忍線道路改良事業

水城公園整備事業

施設設置奨励金事業…長野工業団地に進出する企業に対する優遇措置

人材育成事業…就職希望者などの通信教育講座参加費の助成

浮き城のまち・人づくり教育特区事業

…少人数学級編制の実施

「古代蓮の里ぎょうだ」のびのび英語教育特区事業

…小学校における英語教育の実施

小・中学校施設整備事業…中央小学校・太田

西小学校の校舎耐震補強工事

(仮称)女性センター開設推進事業

は平成17年度から行った新規事業です。

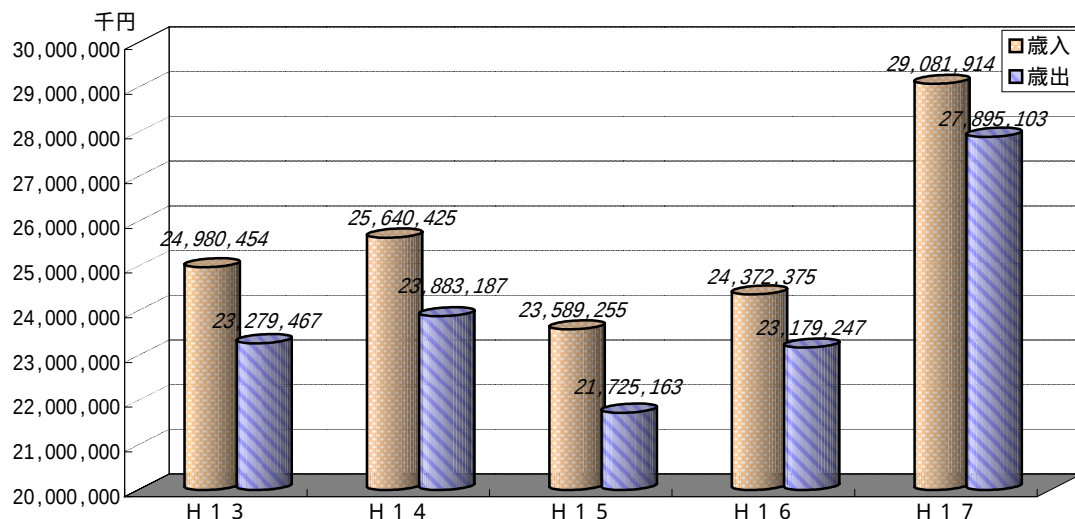
歳入においては、市税が全体の34%を占めていますが、景気回復基調に伴う法人所得の増などにより、税収の減少傾向に歯止めがかかり、4年ぶりの増となりました。

2番目に収入が多いのは、地方交付税の12.3%で前年並みの収入となっています。

以下、長野工業団地分譲地の売却促進などにより、財産収入と諸収入が多くなっています。なお、諸収入においては平成18年1月1日の南河原村との合併に伴い、南河原村決算剰余金として3億3千万円を収入しています。

歳出においては、長野工業団地分譲地の売却に伴う土地開発公社からの用地の買戻しにより商工費が全体の22%を占め、2番目には、近年、本市で重点を置いている児童、高齢者、障害者などの方々の福祉の向上のための経費である民生費が全体の20%を占めています。なお、平成17年度に行った主な事業については、上記を参照してください。

<歳入歳出の状況>



平成16年度については、歳入歳出とも平成7・8年度減税補てん償借換額1,666,500千円を除いています。

【歳入の特徴】

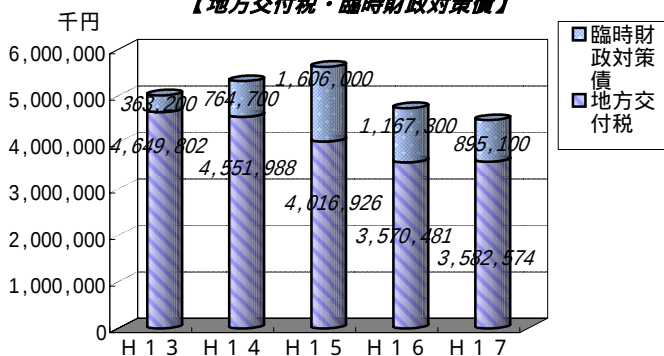
歳入規模について見てみると、平成14年度までは250億円前後の水準で推移してきましたが、平成15年度から行われている三位一体の改革に伴う地方交付税の削減や市税の落込みなどにより、240億円前後に減少しました。なお、今年度においては、長野工業団地分譲地の売却などの要因により、例年の歳入規模を大きく上回っています（左ページ参照）。

【歳出の特徴】

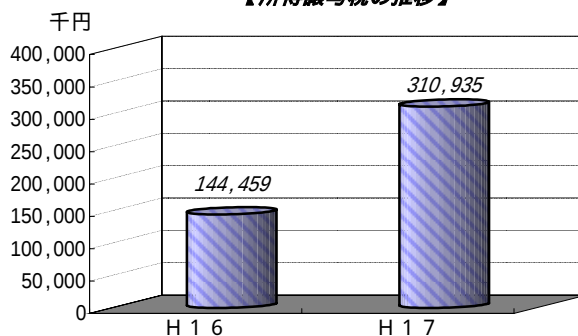
歳出規模について見てみると、全体的に230億円の水準で推移してきましたが、平成15年度においては、道路建設事業などで年度内に事業が完了しなかったことで翌年度に6億7千万円繰り越したために大幅に減少しています。なお、今年度においては、歳入と同様に長野工業団地分譲地の売却などに伴う土地開発公社からの土地の買戻しなどの要因により、例年の歳出規模を大きく上回っています（左ページ参照）。

<三位一体改革の影響>

【地方交付税・臨時財政対策債】



【所得譲与税の推移】



～三位一体改革とは～

国が資金の使い道を地方に指定して与える国庫支出金の廃止縮減

上記に伴う国から地方への税源移譲

地方間での行政サービスの格差をなくすことを目的とした資金である地方交付税の見直し

これら3つの改革を一緒に行うことですが、目的としては「地方分権」のためのもので、「財政再建」を行うためのものではありません。

～行田市への影響は？～

地方交付税は、平成16年度からの本格的な改革により、年々減少していく傾向にあります。なお、臨時財政対策債とは、三位一体の改革ではなく、地方交付税制度の見直しにより発行を許可された市債で、地方交付税の一部が振り替わったものです。

また、国庫支出金の廃止縮減により、本市でもそれぞれの項目で減額となりましたが、国から地方への税源移譲がなされるまでの代替措置である所得譲与税が、3億1千万円交付されました。

～今後の状況は～

三位一体改革を行うことで、地方分権が進み、国庫支出金に頼らず、地方独自で税収を確保し、市民の方々に一番近い存在である地方の考え方により効率的な行財政運営を図っていくことが求められています。本市でも、皆さんの大切な税金を有効に活用しながら、住民本位の行政を目指していきます。

<特別会計>

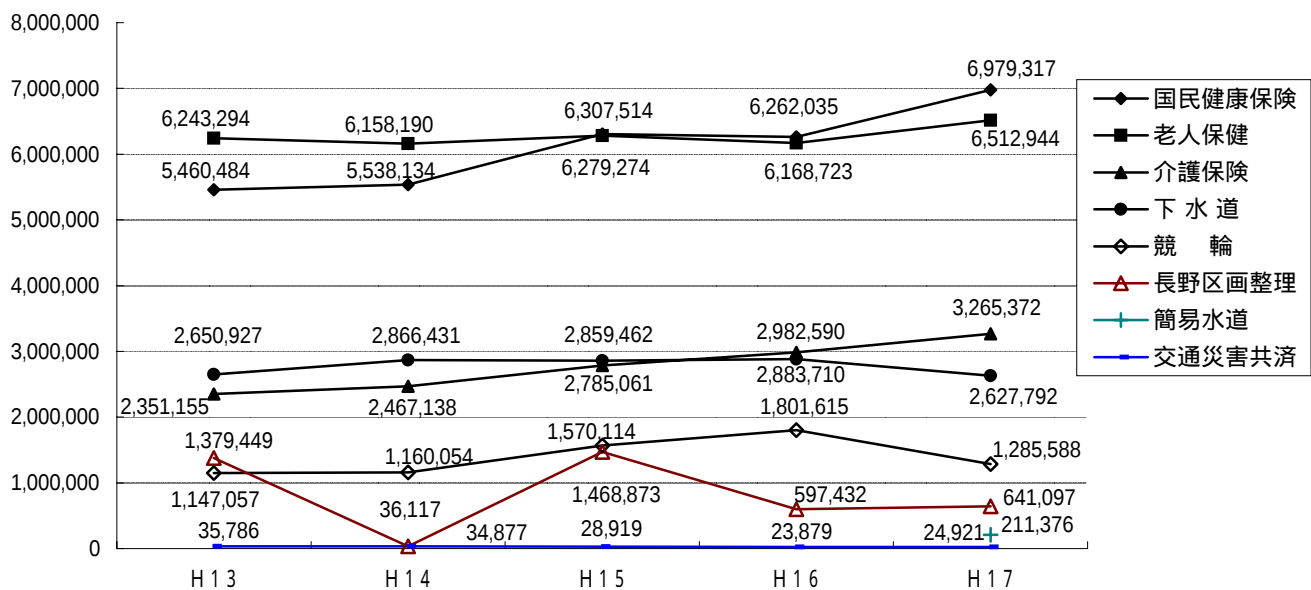
～特別会計とは？～

特定の事業をより円滑に進めるために、一般会計から分離して別に収支経理を行うもので、国の法律や市の条例によって設けることができる会計制度です。

(単位：千円)

会 計 名	歳入決算額	うち一般会計からの繰入金	歳出決算額	実 質 収 支
競 輪 事 業	1,332,030	—	1,285,588	46,442
国 民 健 康 保 険 事 業	7,173,416	410,000	6,979,317	194,099
下 水 道 事 業	2,678,582	1,380,000	2,627,792	50,790
交 通 災 害 共 済 事 業	28,019	—	24,921	3,098
老 人 保 健 事 業	6,672,267	439,010	6,512,944	159,323
長 野 土 地 区 画 整 理 事 業	671,480	—	641,097	30,383
介 護 保 険 事 業	3,414,503	450,000	3,265,372	149,131
簡 易 水 道 事 業	250,227	—	211,376	38,851

実質収支とは、歳入歳出決算の差引額から繰越事業に充てる額を控除した実質的な翌年度への繰越額です。



<市有財産の状況>

(平成18年3月31日現在)

区 分	土地面積 (㎡)	建物面積		
		木造 (㎡)	非木造 (㎡)	計 (㎡)
行政財産 公共財産	本庁舎	5,213.14	7.92	7,010.78
	消防施設	12,426.08	1,364.87	3,323.33
	その他の施設	77,084.57	9.92	13,978.15
	学校	434,853.99	391.27	136,486.80
	公営住宅	44,856.07	2,355.03	35,056.26
	公園	548,875.12	1,161.93	7,401.45
	その他の施設	272,907.93	2,389.93	63,483.52
	計	1,396,216.90	7,680.87	266,740.29
普通財産		146,897.19	4,826.86	419.71
合 計	1,543,114.09	12,507.73	267,160.00	279,667.73

行政財産...売買、貸付、交換等の処分が制限されている財産

- ・ 公用財産...専ら職員が仕事を行うために使う財産
(本庁舎、消防庁舎、下水処理場、ポンプ場等)
- ・ 公共用財産...専ら住民の利用に供する財産
(学校、公園、公民館、図書館、総合体育館、コミュニティセンター、老人福祉センター等)

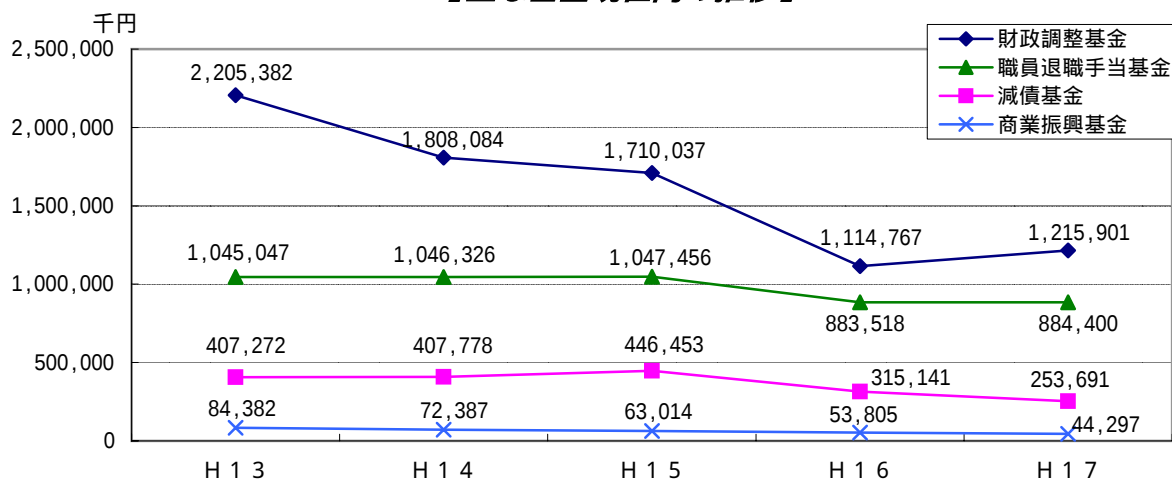
普通財産...上記以外の財産

<基金の状況>

基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では現在19の基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。今回はそのうちの主要な4つの基金の推移を掲載しています。

財政調整基金は、経済の不況などによる大幅な税収減や災害の発生による予想外の支出増に備え、長期的かつ計画的な財政運営を行うため、財源の余裕のある年度に積み立ててきた基金です。平成13年度末の残高は22億円でしたが、平成14年度から平成16年度にかけて、長引く景気の低迷による税収の減や三位一体改革の影響などのために基金の取崩しを行ってきているため、基金の残高は年々減少傾向にあります。なお、平成17年度においては、財政調整基金の取崩しは行わず、また、南河原村との合併に伴い、南河原村分の財政調整基金を承継したため、残高が12億円となっています。

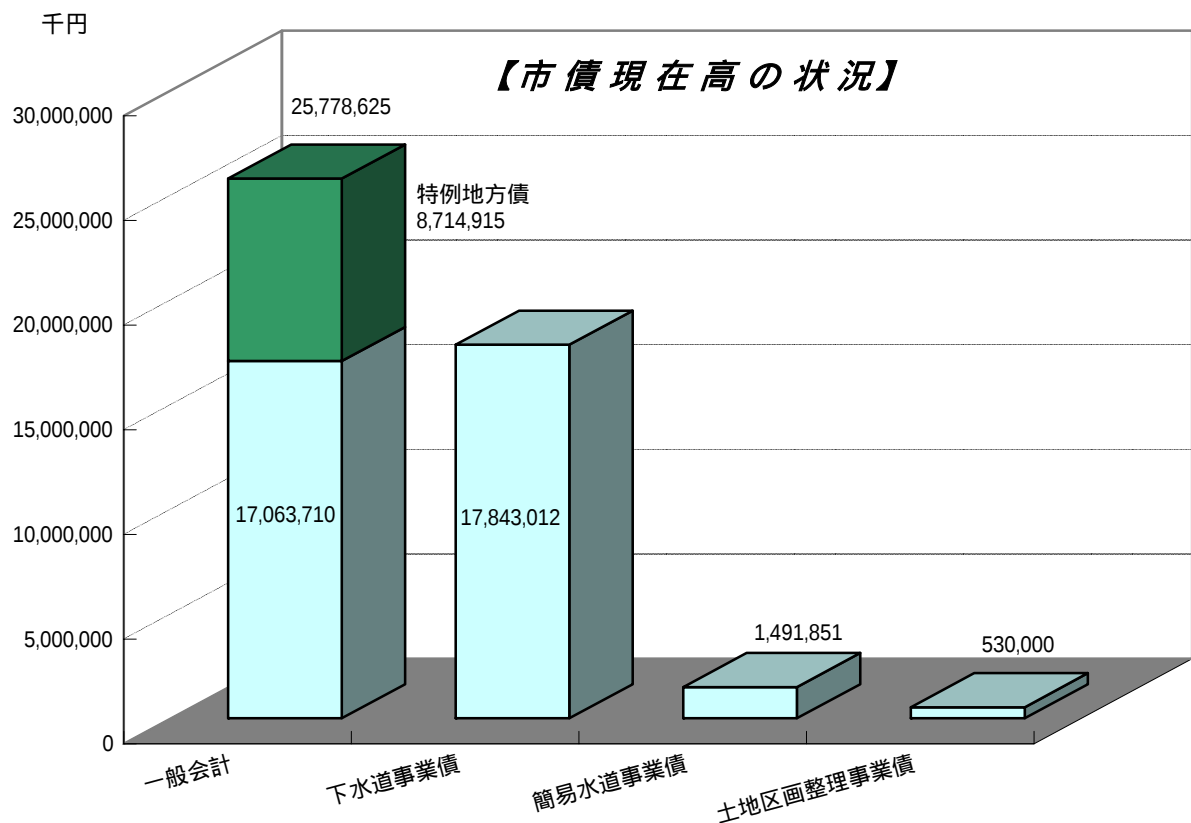
【主な基金現在高の推移】



<市債の状況>

～市債とは～

建設事業などを行うときに国などから長期にわたって借り入れるお金のことで、市債を利用することにより、長期間、利用される施設については、世代間の負担を公平にするとともに、財政の負担を平準化することができます



～特例地方債とは～

国の財政政策に基づいて借り入れた市債で、返済に当たり、その全額が後に普通交付税として算入され、国から市に財源措置されるものです。特例地方債の代表的なものは、地方交付税として収入されるべきものが振り替わった「臨時財政対策債」や国が決めた恒久的な減税などに伴う地方税の減収に対して発行する「減税補てん債」などがあります。

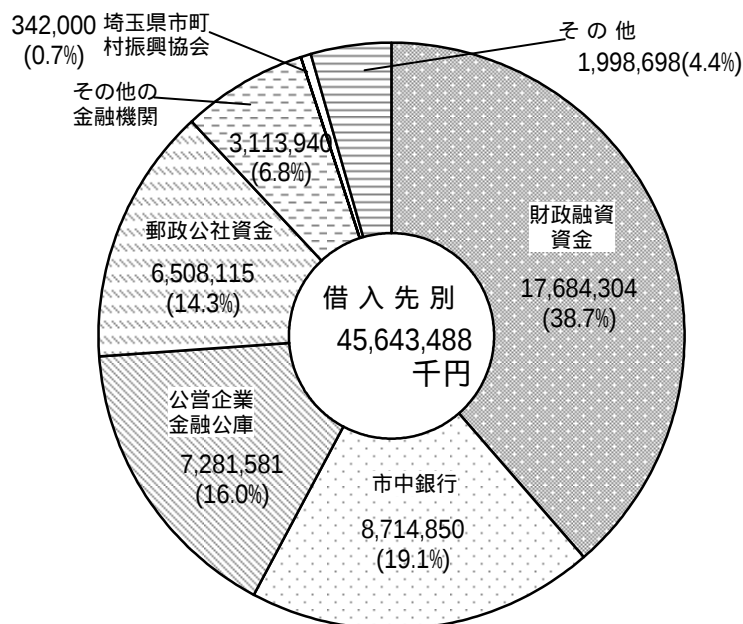
これらは市の借金ではありますが、本来、市税や地方交付税として収入されるべきものですので、大きな事業を行うときに借り入れる通常の市債とは、性格が異なるものであるといえます。

市債現在高の状況のうち、長野土地区画整理事業会計の市債は、土地区画整理事業の資金として借り入れたものであり、分譲地が売却された時点で返済するものとなっています。

～市債の借入先別状況からわかること～

財政融資資金や郵政公社資金といったいわゆる政府資金や公営企業金融公庫資金は、銀行をはじめとした民間資金よりも有利な貸し付け利率で借りることができ、当市の市債借入残高の7割を占めています。

後世に過大な負担がかからないように貸付利率などの有利な条件やペイオフ対策などを考えて借入先を決定しています。



～市債現在高の推移からわかること～

ここ数年の一般会計債現在高は、平成10年度末の246億円をピークに平成13年度末には222億円と順調に減らしてきましたが、平成17年度末には、平成13年度末と比べて36億円増の258億円となりました。

この大きな要因は、国の施策として普通交付税の財源不足を補てんするために臨時財政対策債を発行したため、平成14年度から平成17年度にかけての起債総額は48億円になります。これは、減税補てん債などと同様に特例地方債とよばれ、元金と利子の支払いの全額が交付税措置されます。

そのほか、平成13年度と平成14年度に教育文化センター「みらい」を建設するために総額21億円の市債を発行しました。また、平成17年度は、南河原村との合併により、一般会計債を16億円承継しました。

【市債現在高の推移】

